

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険課	介護保険事業等に関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。

質問者	質問事項
宇田委員	「継続して取り組みを行う」とあるが、具体的にどのような取り組みか。また、継続事業を踏まえた改良点は無いか。
倉岡委員	自己評価がBとなっており、男女共同参画推進の課題はないとあるが、自己評価をAとするためには何か課題があるのではないかと。多くの市民に内容を理解してもらえれば、男女共同参画に配慮したことになるのか。評価の考え方を伺いたい。
田中委員	・自己評価を選択した理由の項目で「男女それぞれからの相談受け付け…」とあるが、性別によって相談内容・提供情報が変わるのか。 ・どのような広報活動をしているのか。
堀越委員	・事業内容とR1年度事業実施状況には、各区役所高齢介護課に配置されている介護保険相談員による介護保険全般に関する相談が取り上げられている。しかしながら、介護者支援策としては、高齢者介護のみで、地域包括支援センター(27箇所)での総合相談支援、任意事業の「家族介護支援事業」がある。また、ケアマネジャーは在宅介護をしている家族の様子を良く知っている。その事業を取り上げないのはなぜか。 ・相談支援を行なう際、男女共同参画の視点はどのように活かされているか。 (参考)日本では、高齢者や障害児者等の介護は、在宅で、家族により担われているのが主流です。高齢者介護で見ると、女性と男性の割合は約2:1です。また、介護離職の8割は女性です。今もなお、介護の多くの役割は女性が担っており、ワーク・ライフ・ケアのバランスを崩している人もたくさんいます。その中には、老老介護だけでなく、ヤング・若者ケアラーや育児と介護を同時に担うダブルケアラー、シングルケアラーもいます。また、男性(夫や息子、ヤング・若者、中高年シングル等)の介護者割合は急増しており、虐待の加害者は男性の割合が高くなっています。こうした背景をふまえ、「介護は女性(母親、妻、娘、「嫁」)の役割」「男性女性も含めて、介護は家族の役割」という考え方に偏らない相談支援が必要です。

外部評価対象事業に係る質問項目一覧(2/6)

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
65	認知症サポーター養成事業	いきいき長寿推進課	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる、認知症サポーターの養成や周知・啓発を行います。 【数値目標】 「認知症サポーター養成数」 62,719人(平成29年度末) →今後3年間で24,600人養成

質問者	質問事項
飯島委員	<p>・課題として「男性参加者の割合が43%であり、女性参加者に比べ少なかった」とあるが、この課題に対してどのように対処しているかを考えているか(男性参加者を増やすためにどんな工夫をすることを考えているか。また今までは何か工夫はしてきたか)。</p> <p>・数値目標にはなっていないが、「ステップアップ講座」の開催状況について伺いたい。(重要な講座だと思うため)。「ステップアップ講座」参加者の男女割合の現状・課題・今後の取組について伺いたい。</p>
濱田委員	<p>今年度の取組における男女共同参画推進の課題で「男性参加者の割合が43%であり、女性参加者と比べ少なかった」としているが、課題解決に向けた今後の取組としては「引き続き男女ともに認知症サポーターの養成に取り組んでいく」とあり、なぜ男性が少ないのかに対する解決策が不明瞭と思われる。</p>
堀越委員	<p>・急スピードで高齢化が進み、誰もが介護する・される時代になる。その中で、男女ともに受講しているのはとても心強い。その上で質問となるが、養成されたサポーター、ステップアップ受講生は、どのくらいの方が、どのような活動を地域でされているのか。また、受講生をどのように把握して、地域の活動に結びつけているのか。地域の活動につなぐコーディネーターは、どなたか。</p> <p>・高齢の夫が、「認知症の妻がいうことを聞かないので殴って殺した」という事件が報道されます。認知症の人は虐待を受けやすいため、高齢の夫に限らず、介護者が認知症を理解できるよう学ぶ機会が必要である。たとえば、サポーター養成講座を受講する等の機会を活用できないか。また、介護者は時間が制約されているため、オンラインで受講できるとよいと思う。</p>

外部評価対象事業に係る質問項目一覧(3/6)

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
66	介護者サロン・カフェの充実(介護者支援体制充実事業)	いきいき長寿推進課	介護をしている人が悩みや疑問を語り合う介護者サロン・カフェを設置するとともに、介護者サロン実施主体の地域包括支援センターを広く周知します。 【数値目標】 ①介護者サロンの実施回数 ②介護者カフェの実施か所数 ③地域包括支援センターの認知度 ①923回、②4か所、③現状値なし (平成29年度末) →①980回、②8か所、③指標の設定 (平成32年度末)

質問者	質問事項
飯島委員	・「男性を対象としたサロン」の開催の回数を伺いたい。(897回中おおよそ何回か)。また、課題として、「男性参加者の割合は約22%で、参加人数は増加傾向」とあるが、男性参加者の割合を増やすために、今後、どのような工夫を行っていく予定であるか、何かあれば伺いたい。
宇田委員	男女共同参画よりも介護支援に重点がある事業と考えるが、所管課のお考えはいかがか。
田代委員	・男性参加者の割合が22%で増加傾向とあるが、昨年度以前からの推移を伺いたい。 ・また、配慮事項にある男性が参加しやすい男性を対象としたサロンの開催状況についても具体的に伺いたい。
濱田委員	課題に対し記載すべきところに状況報告のような記載があり、これは課題として捉えてよいのか悩む記載がある。
堀越委員	<p>・R1年度事業実施状況について、さいたま市のHPからは、地域包括支援センター主催の介護者サロン実施回数は確認できなかったため、897回の根拠を伺いたい。 * 参考: サロン一覧(令和2年4月1日)を確認</p> <p>・サロンの男性参加者を増やしたいと工夫をしたことは良いと思うが、男性がなぜ参加しないのかをどのように分析しているのか。男女一緒の場合、参加しにくいという現状もあるようだが、地域包括支援センターのうち男性介護者サロンを実施しているのは4箇所のようなのである。ダブルケアカフェは1箇所だが、市内で広がる可能性はあるのか。また、民間では、娘サロン、息子サロンを開催している場合もある。</p> <p>・さいたま市では何箇所か市民団体等が介護者サロン・カフェを開いている。ある自治体では、要介護認定の通知を発送する際、地域包括支援センター実施のサロンと市民団体実施のサロンを一緒に案内している。介護者の孤立を少しでも防ぐ上で有効かと思うが、さいたま市ではいかがか。</p> <p>・介護者カフェは、令和元年度は3箇所のようなのである(市のHP)。実施している7箇所はどこか。平成32(2020)年度末に8箇所の予定だが、平成27年度以降、補助団体は2団体、4団体、3団体、1団体、3団体と推移している。実施場所を自前で確保等、開設の条件が厳しいと感じるが、なぜ増えないのかをどのように分析しているか、またどのように改善する予定か伺いたい。</p> <p>・介護者カフェを利用する方の男女の割合はどうなっているか。男性の参加が少ないとも聞かすが、活用してもらえるよう運営団体と意見交換等しているか。</p> <p>・介護者が多様化し、男女ともにヤングケアラー・若者ケアラーが増えている。当事者のニーズを把握してオンラインカフェ等の工夫も必要かと思う。</p> <p>・介護者サロン・カフェは、介護者の孤立を防ぐためには有効かと思うが、出てこられない介護者の方が多く、アウトリーチ(訪問)が必要である。介護者のワーク・ライフ・ケアのバランスを保つために、たとえば、認定されてもサービスを利用していない在宅介護者への訪問、介護者が同居していても被介護者の話し相手支援が利用できるようにすることが必要かと思ういかがか。</p>

外部評価対象事業に係る質問項目一覧(4/6)

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
67	介護保険関連施設等の整備促進	介護保険課	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費等の一部助成などを行います。 【数値目標】 「施設の定員」 7,824人(平成29年度末) →8,481人(平成32年度末)

質問者	質問事項
濱田委員	(「課題は特になし」となっているが)施設の定員は平成29年度末から令和元年度末の2年で311名の増である。数値目標の達成のためには、令和元年度末から令和2年度末までの1年で346名の増員が必要となるが計画の達成は可能なのか。
堀越委員	・男性に比べて女性の方が経済的厳しい生活を送っている方が多いと思うが、特別養護老人ホームへの入居が適切であるにもかかわらず、経済的な理由から入居できていない人を把握できているか。

外部評価対象事業に係る質問項目一覧(5/6)

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
68	生活支援ショートステイの実施	高齢福祉課	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。

質問者	質問事項
宇田委員	「継続して事業を実施」とあるが、過去をもとに改良点があるのが普通と考える。変更事項などはあるのか。
倉岡委員	継続的に事業を実施したことで自己評価がBとなっているが、どのような事業を実施すれば自己評価がAになるのか。現在の評価内容では、外部評価対象の事業としている必要性を感じられないので、評価内容の詳細について説明いただきたい。
田代委員	「男女共同参画に配慮した点」に「継続して事業を実施した」という回答は間違いか。前年度の課題と関わって、どのような点において男女共同参画の視点から配慮したのかお答えいただきたい。
堀越委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ショートステイを利用する方の理由の内訳 ・生活支援ショートステイを利用する方の男女比 ・生活支援ショートステイを申請して、利用できないケースはあるのか。ある場合はどのように対応しているか。

外部評価対象事業に係る質問項目一覧(6/6)

※推進事業の取組状況については資料1-7をご参照ください

事業番号	推進事業	所管課	事業内容
69	レスパイトサービスの実施	障害支援課	知的障害児(者)の介護者を一定期間介護から解放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児(者)を一時的に生活ホームで預かります。

質問者	質問事項
飯島委員	「男女共同参画に直接つながる事業であるとは言い難い」とあるが、介護者の負担にかかわる性別による違いの傾向について、どのように捉えているのか。介護者の心身のリフレッシュのために事業を実施するのであれば、介護の役割や負担、サービス利用の背景等について、介護者(母親・父親等)の性別による違いにかかわる傾向をしっかりと把握し、サービス実施や広報等に活かすことが非常に重要であるのではないかと思うが、どのようにお考えか(上記記述内容からすると、考えたことがないのではないかと思うが、その場合、なぜ考えたことがないのか)。
猪木委員	「男女共同参画に直接的につながる事業であるとは言い難いので掲載事業から外すことを検討～」との点について、その観点が理由だとすると他の事業も同様ではないか。実施事業者の休止が理由ならよいと思うが。知的障害者の介護者が女性のみ偏ることのないよう、支援することはありうる。高齢者・認知症の人への介護者の問題と同様だと思う。
田代委員	・「男女で性差を設けることなく…」が具体的にどういうことか伺いたい。誰の男女の性差なのか。 ・また、男女共同参画に直接つながらないという認識とのことだが、障害児者のケアをもつばら女性が担っているという問題についてはどのようにお考えか。
田中委員	・「男女で性差を設けることなく」とは、どういうことなのか。 ・「…所管としては掲載事業から外すことを検討している。」とあるが、施策の方向には当てはまるのではないか。他No. 64～68と介護者の負担は変わらないと考えるし、知的障害者で認知症も対象となった場合ますます援助が必用と考えることから掲載事業でよいと考えるが、他の援助の手立てがあるのか。
堀越委員	・R1年度事業実施状況について詳細を伺いたい。 ・実施事業者の休止に伴い10月以降事業を実施していないとあるが、そのことで困った事態は生じていないのか。また、開始の見込みはあるのか。 ・自己評価の「課題」の欄の2行目、「介護者を一時的に預かる」とあるが、これでよいのか。(事業内容の記述との整合性) ・障害児者のケアは母親(女性)が行っている場合が多く、ワーク・ライフ・ケアのバランスは崩れがちである。「母親は、疲れな、病まない、老いない、とても思われているようだ。母親だって生身の人間だから限界はあるのに」と語っている方がいた。本事業は「男女共同参画には直接つながる事業であるとは言い難い」と書かれているが、なぜそう思われるのか伺いたい。